

広島県告示第百五十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十二年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を廃止した事業所	廃止年月日
<p>名 称 株式会社誠和</p> <p>主たる事務所の所在地 尾道市新浜一丁目九番二二号</p>	<p>名 称 居宅介護支援事業所きららポール・尾道</p> <p>所 在 地 尾道市十四日町五九番地八</p>	<p>平成二十二年二月三十一日</p>
<p>医療法人ピーアイエー</p> <p>広島市佐伯区坪井三丁目八一八番地の一</p>	<p>ナカムラ病院居宅介護支援事業所</p> <p>広島市佐伯区坪井三丁目八一八番地の一</p>	<p>平成二十二年一月三日</p>